

第5次障害者計画素案への団体意見一覧表（10/8～22実施、34団体へ照会）

○意見提出 10団体、29件

○対応 ①意見反映 11件、②意見の趣旨を踏まえ取り組む 17件、③その他 1件

資料4

連番	計画案の項目	団体	内容	担当課	対応案
1	1(1) 差別解消の推進	①身体障害者福祉会	③民間事業者等の合理的配慮に対する理解の促進や実践に向けた支援、とあるが、民間事業者の合理的配慮のための費用に対する助成制度を設け、民間事業者の積極的な取り組みへのインセンティブとして欲しい。	政策班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 民間事業者の合理的配慮の提供促進のための施策について検討する。
2	1(1) 差別解消の推進	⑦精神保健福祉協会	正しい理解を深めるために、障害当事者による啓発活動が必要と考えるため、 ①の具体的な記述として「障害当事者による啓発」もしくは「障害当事者と協働しての啓発」等の文言を追加して欲しい。	政策班	【計画に記載する】 「障害のある人と協働して啓発する」旨を記載する。
3	1(2) 権利擁護の推進	⑨作業所連合会・わ	現在、制度改定（価格改定）時には、行政よりサービス提供者へは説明会が行われるが、肝心のユーザーであるサービス受給者へ行われないのは何故か。サービス実施を民間に委ねたとはいえ、あくまで社会福祉は公的サービスである。民間サービスであればユーザーに対し当然行われるものであるので必ず実施いただきたい。	政策班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 市町担当者説明会等を通じてサービス受給者への説明を求めていく。
4	1(3) 虐待防止対策の推進	⑦精神保健福祉協会	③医療機関においても障害に対する理解の推進や権利擁護に対する意識向上が必要と考えます。障害サービス事業所等の職員だけでなく、医療機関の職員に対しても人権を擁護するための研修実施をお願いしたい。	精神班	【計画に記載する】 1(3) 県の取組⑤の次に「⑥精神科病院に入院中の者に対し、虐待による人権侵害がないよう事務指導監査時に研修の実施等について確認します。」 (年1回実施している精神科病院事務指導監査において、院内研修について確認をしており、人権に配慮する内容の研修が含まれているか聞き取りや報告書を確認している。実施がない場合は取り入れてもらうように指導している。)
5	1(4) 福祉教育・地域交流の推進	⑦精神保健福祉協会	①⑤などについて、「外界との交流」が危険と捉えられる場合もあるため、障害がある人も無い人も、地域で共に暮らす仲間として交流することをイメージできるような表現にして欲しい。	政策班	【計画に記載する】 「障害のある人も無い人も、地域で共に暮らす仲間として理解が深まるよう交流を促進する」旨を記載する。

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
6	2(1)	ア コミュニケーション手段の充実	⑥重症心身障害児者を守る会	④⑥の関連で、本人が家族や社会とコミュニケーションを取るため、施設内の通信環境（WiFiなど）整備が必要です。また、言語コミュニケーションが難しい重症児者にも特別な支援が必要だと思います。（タブレットなど自身で操作できないので援助が必要）	政策班 知的班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 障害福祉分野のICT導入モデル事業により、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援している。重症児者の様々な介護ニーズに対応するため、看護・介護従事者向け研修などにより、支援力の向上を図っていく。
7	2(1)	ア コミュニケーション手段の充実	⑩視覚障害者協会	各自治体において受託している情報提供の障害ニーズに沿った提供（点字・拡大文字等）の義務化と自治体職員への適切な指導を行って欲しい。（※現況、ボランティア等へ委託しており、自治体職員が理解、把握していない。各自治体により地域間格差が生じている為）	身体班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 情報のユニバーサルデザイン、合理的配慮の提供の趣旨を各市町に改めて周知する。
8	2(1)	イ コミュニケーション支援人材の養成・派遣	⑧高次脳機能サポートネット	②厚労省の意思疎通支援の対象者である、失語症についても明記して欲しい。（失語症者向け意思疎通支援者）	身体班	【計画に記載する】 「聴覚や音声・言語機能に障害のある人となない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者*、要約筆記者*、失語症者向け意思疎通支援者*を養成・派遣する」旨を記載する。
9	2(1)	ウ 情報のユニバーサルデザイン化の推進	①身体障害者福祉会	（追加）生放送における放送内容と字幕表示との間の時間差をなくすユニバーサル放送の促進、追加して欲しい。	広聴広報課	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 いわゆる「びったり字幕」については、東京パラリンピックで取り入れられ好評だったということだが、生放送の字幕の現状は、NHKの全国放送では時間差はあっても入っていて、NHKの地方放送では入ってすらいらないとのこと。これは、生放送の字幕タイプライターが特殊な機器であり、導入にかかる費用や操作者の確保に課題があるためとのこと。 そのため、現時点では、計画に書き込むことはせず、ユニバーサル放送促進のための課題の精査と需要の調査に努めていきたい。 ただし、県の広報については、コロナ感染症に関するYou tube動画など、録画については県職員でも字幕をつけることができるため、引き続き実施していく。

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
10	Ⅰ 3(1)	障害者スポーツの振興	⑩視覚障害者協会	視覚障害特性に沿ったスポーツ環境の確保。(※現在、視覚障害者がスポーツを行える施設がそもそも少ない。又は無い。障害別に特化した練習場所、大会等が行える場所の確保をお願いしたい。)	スポーツ局	【計画に記載する】 障害者スポーツ振興の中核的役割を担う、(公財)静岡県障害者スポーツ協会の活動を支援するとともに、 <u>競技団体等の関係者から意見を伺いながら、誰もが利用しやすい施設の整備・運営を進め、障害のある人もない人も共にスポーツに参加できる環境を整備し、障害者スポーツの裾野拡大を図っていく。</u>
11	Ⅱ 1(1)	相談支援の充実	⑥重症心身障害児者を守る会	②医療的ケア児等コーディネーターの配置を追加してください。	知的班	【計画に記載する】
12	Ⅱ 1(2)	相談支援従事者等の人材育成	⑨作業所連合会・わ	相談支援サービス事業者の専門性が高まらないのは、報酬上の評価が著しく低いために専門性に合った処遇がされないからである。十分な予算措置をあわせて実施していただきたい。	政策班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 国に要望する。
13	Ⅱ 1(2)	相談支援従事者等の人材育成	⑩視覚障害者協会	④自治体にもよるが身体障害者相談員や民生委員はいるものの、実際は何も行われていない。どの様な支援を行うかマニュアルを作成し必須事項として研修を行うよう、計画に明記して欲しい。	身体班 地域福祉課	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 身体障害者相談員への委託は、平成24年の身体障害者基本法の改正により市町に権限委譲されている。相談員に対する研修は身体障害者福祉会が年1回程度開催しており、県から行政情報等を説明している。マニュアルについては日本身体障害者福祉連合会が発行する活動ハンドブックや活動事例集が参考になると思われる。
14	Ⅱ 2(3)	福祉人材の養成・確保	⑦精神保健福祉協会	・福祉現場では担い手不足が顕著であるため、小・中・高など、早期の段階で福祉の仕事を知る機会が必要。 ・教育の一環として福祉専門職等が学校教育に携わる機会が持てるような仕組み作りについて記載して欲しい。	教育委員会	【計画に記載する】 幼少期から障害理解のための福祉理解のための福祉教育に取り組んでおり、今後も推進していく。(計画案3ページの③のとおり)
15	Ⅱ 2(5)	施設サービスの充実	⑥重症心身障害児者を守る会	ア①②介護者の高齢化や医療的ケアが必要な人が増えて、施設入所希望者が増えています。重症心身障害者は医療と福祉の支援が不可欠であるため療養介護施設は不足しています。障害者自身も高齢化することから計画的な定員増と施設整備をお願いします。	政策班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 障害福祉計画に基づき計画的な整備を進めていく。
16	Ⅱ 3(1)	訪問系・日中活動系サービスの充実	④手をつなぐ育成会	①地域生活支援拠点等の整備を県内全域で促進し、機能を充実し、「親亡き後」の居住の場の確保と緊急時の支援が身近なところで提供させるようにして欲しい。	政策班	【計画に記載する】 新たな計画のⅡ 3(1)①において、地域生活支援拠点の整備について記載する。

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
17	Ⅱ 3(1)	訪問系・日中活動系サービスの充実	⑥重症心身障害児者を守る会	利用者のニーズに見合った（医療的ケア等にも対応できる）ヘルパーの確保をお願いします。喀痰吸引のための3号研修についてもヘルパーのシフトのやり繰りが難しいため、できるだけ近くでヘルパーが参加しやすい日程になるよう支援をお願いします。	知的班→政策班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 喀痰吸引のための3号研修については、登録研修機関に対して開催場所や日程を、受講希望者が参加しやすいものになるよう求める。
18	Ⅱ 3(2)	居住の場の充実	⑥重症心身障害児者を守る会	①重症心身障害者でも利用ができるようなグループホームの整備をお願いします。	知的班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 グループホームにおいて、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者、重度の障害者に対して十分な支援を行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び単価設定、手厚い人員体制を確保している事業所の報酬の引き上げについて（全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会を通して）、引き続き国に要望していく。
19	Ⅱ 3(3)	精神障害のある人の地域移行の促進	⑦精神保健福祉協会	④退院や社会復帰支援体制の整備促進、⑥～地域包括ケアシステムの推進のため、「退院支援コーディネーター」や「地域生活支援コーディネーター」の設置について検討をお願いします。	精神班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 県地域移行部会及び関係会議の場において具体的な意見を伺い、検討する。
20	Ⅱ 4(4)	福祉的就労への支援	⑨作業所連合会・わ	既に10年以上同内容を掲げられているが、どのような分析をしているのか？県内消費活動の推移を軸に、現状及び目標を経済指標を用いて説明すべきである。	就労班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 各事業所からのデータの集約により、特に成果（工賃の高い）事業所の特徴や取組内容の傾向等を抽出し、各事業所へフィードバックしていきたい。
21	Ⅱ 6(1)	施設における防災・防犯、感染症対策の充実	⑨作業所連合会・わ	災害時に各事業所の事業が継続されるかどうかは、市町村が災害対策を立てる上で必要だと思われる。折しも事業所のBCP策定が義務化されたが、策定にあたって管轄市町村は想定する災害程度を示していただきたい。	福祉指導課	【その他】 県防災担当を通じて市町防災担当へ要望を伝える。
22	Ⅱ 7(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進	③オストミー協会	ユニバーサルデザインの普及について、ユニバーサルデザイン及び「心のユニバーサルデザイン」の醸成と実践促進等について、内部障害者が使用するオストメイト用トイレの表示がマークだけであり、マークを知らない人は、なぜ健常者がそのトイレを使用するのかと誤解されることが多々ある。マークだけではなく、「オストメイト用」と表記するようにしてほしい。（障害者表示マークは全般的に同じ事がいえる）	身体班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 ユニバーサルデザイン関係課と情報共有し、オストメイトマークを含めた障害に関する啓発マークの正しい理解が広まるよう努める。（併せて、日本オストミー協会による全国的な普及啓発もお願いしたい。）

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
23	II 7(3)	地域における防災体制の充実	③オストミー協会	ア④障害者にとって一番の不安は、災害時における避難所でのトイレである。避難所となる学校や体育館にはオストメイト用トイレがないため、県でトイレカーの購入を積極的に行うか、民間の建物のオストメイト用トイレを使用できるよう、市町が建築主と「使用許可の協定書」等を締結して欲しい。	危機管理部	<p>【意見の趣旨を踏まえて取り組む】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、災害時の避難所の環境改善の必要性は高く、特にトイレの問題は重要であると考えており、地震・津波対策等減災交付金において、市町が購入する災害時用トイレカー（移動式トイレ）に対する交付率を従来の1/3から1/2に嵩上げした。来年度以降も当該交付金による市町支援を実施できるよう調整しており、併せて仕様の検討にあたっては、オストメイトにも配慮したものとしよう市町に働きかけを行っていく。 ・本県の避難所運営は、平成30年3月に改定した避難所運営マニュアルにおいて、避難所運営組織内に、要配慮者支援にあたる要配慮者班を設置することや、災害用トイレの確保とともに障害のある方へも配慮して設置するよう市町に対し指導している。 ・なお、災害時の避難とは、難を避け安全を確保することであり、地震に対して耐震化された住宅にお住まいの方や浸水や津波等に対して安全な場所にいる方は、避難所等に行く必要はないため、協会内でも周知をお願いしたい。 ・また、建築物におけるオストメイト用トイレの設置が進むよう、貴協会においても、国に対して、バリアフリー法の基準見直し等の働きかけをお願いしたい。
24	II 7(3)	地域における防災体制の充実	⑦精神保健福祉協会	⑫早期に被災者・被害者のこころのケアに対応～、⑬平時から被災者の心のケア～のため、県内の専門職団体等との連携について追記をお願いします。	精神班	<p>【計画に記載】</p> <p>「災害や事件・事故で心的外傷後ストレス障害（PTSD）*等に陥った人に、早期に被災者・被害者のこころのケアに対応できよう、DPATの体制強化を図るとともに、県内の専門職団体等との地域連携体制を構築します。」</p>
25	III 2(2)	特別支援教育の充実	⑩視覚障害者協会	如何なる場合も視覚障害児（者）への教育環境が損なわれることの無いよう、特段の配慮をする旨を計画に明記して欲しい。（※児童生徒の人数等に左右される事が無いようお願いしたい。特に、静岡特別支援学校の併置には多くの問題点、不安要素を抱えている。）	特別支援教育課	<p>【意見の趣旨を踏まえて取り組む】</p> <p>静岡地区新特別支援学校の静岡視覚特別支援学校への併置に当たっては、教室配置、安全対策、必要な設備等について、視覚・知的双方の教職員からの意見を踏まえて整備を進めるとともに、視覚特別支援学校の幼児・児童・生徒の安全・安心と教育環境の保障に最大限配慮してまいります。</p>

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
26	III4(2)	強度行動障害のある人に対する支援	④手をつなぐ育成会	強度行動障害のある人を支えるためのセンター（中核）の機能を持つ機関Cの設置をして欲しい。	知的班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 P64③のとおり、県立磐田学園において地域の障害児入所施設等への技術指導やコンサルテーション、人材研修などを行う中核的機能を担っている。
27	III4(2)	強度行動障害のある人に対する支援	⑤知的障害者福祉協会	②強度行動障害のある人に対する支援として、施設における必要な人員確保、ハード整備に協力して欲しい。	知的班	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 ○強度行動障害の特性に応じた個別の支援を適切に行うことができる専門的知識を有する人材を養成するため強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施し、引き続き人材の確保に取り組んでいく。 ○障害者支援施設において、強度行動障害のある人に適切な支援を行うため必要な人員の確保や施設改修等が可能となるよう、施設の運営体制に配慮した適正な加算の創設など報酬の見直しについて国に要望することを検討していきたい。 ○強度行動障害者のケアのための基盤整備については、令和6年度報酬改定に向けて、ハードとソフトの両面から検討が進められる見込みである。
28			⑤知的障害者福祉協会	厚労省で実施された障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議を受けて、次の項目を計画に追加して欲しい。 「障害児入所施設から退所する児童の移行に向けた移行調整体制の確保」 県（政令市）のもとで、市町、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。	知的班	【計画に記載する】 強度行動障害のある方に限定していないため、II3の「施設や病院から地域生活への移行の促進」に追加。 （現状と課題） ●障害児入所施設の入所児童の地域生活への移行支援に当たり、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要な場合、保護者が養育上の困難を抱えている場合などがあり、円滑な移行のために様々な支援が必要です。 （県の取組） ①移行調整が難しいケースに対して、必要に応じて、各関係機関と連携・協力して円滑な移行に向け調整を行うとともに、必要な地域資源の整備等の協議を行う。

連番	計画案の項目		団体	内容	担当課	対応案
29		改定のポイント	⑩視覚障害者協会	災害時やコロナ等の緊急時において、音声や点字等が必要な視覚障害者や文字情報が必要な聴覚障害者に対する情報の遅れが指摘されているため、障害の特性に応じ、情報を入手しやすい環境の充実が必要です。とあるが、視覚障害弱視者や中途視覚障害高齢者、盲ろう者等に必要な拡大文字という文言を入れていただきたい。	身体班	<p>【計画に記載する】 (ウ情報のユニバーサル化の推進の②の次に追加)</p> <p>③視覚に障害のある人が必要とする情報を正確に届けるため、点字、拡大文字、音声（SP）コード、電子データ（テキスト形式）による情報提供に取り組みます。</p>